

法政大学大学院現地調査実施費用補助規程

規定第1299号

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する学生の国内外における現地調査の実施を奨励し、学術研究の促進をはかるため、その経費を補助すること（以下、「補助金」という。）について定める。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、本大学院の修士課程又は博士後期課程の学生とする。ただし、次に該当する者は補助金の対象としない。

- (1) 学生交換協定等により国外の大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている者
- (2) 休学中の者
- (3) 学費を自己支弁していない者（学費が給付される日本政府及び外国政府国費留学生等）

(補助の対象)

第3条 補助金は、学生が国内外において研究活動上必要な現地調査に要した経費に対して給付する。ただし、調査地域が東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県の場合を除く。

2 補助金の対象となる現地調査は、毎年4月1日から本大学院が定める期日までに申請可能なものとする。ただし、休学期間に実施した現地調査を除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の給付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 往復交通費（空港利用料、出入国税を含む。）
- (2) 宿泊費
- (3) 現地交通費
- (4) 海外旅行保険料
- (5) その他研究科長会議が適当と認めたもの

(申請回数)

第5条 補助金の申請回数は、申請者1名につき各年度1回とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、原則として国内の現地調査については1人1回3万円、国外の現地調査については1人1回7万円を上限として実費を給付する。

2 前項に定める補助のうち宿泊に係るものについては、国内外とも1泊につき1万円を上限とする。

(申請手続)

第7条 補助金の申請者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 法政大学大学院現地調査実施補助申請書
- (2) 費用の証憑書類（申請年度に発行された領収書等に限る。）

(申請期間)

第8条 前条に定める申請は、当該年度4月1日から2月末日までの一定期間とする。具体的な申請期間は、毎年度ごとに募集要項に明示する。ただし補助金給付額が当該年度予算額に達した時点で申請を締め切る。

(報告書の提出)

第9条 補助金申請者は、毎年度の募集要項に従い、報告書を提出しなければならない。

(取消・返還)

第10条 本大学院は、補助金の給付を受ける者が次の各号に該当する場合には補助金の給付を取り消

すことができる。

(1) 当該年度において、退学又は除籍となったとき

(2) 虚偽の申請をおこなったとき

2 前項により補助金給付の決定を取り消された者は、既に給付された補助金の一部又は全部を返還しなければならない

(その他)

第11条 本補助金は、科学研究費補助金等、学外からの学術研究補助金との併給を可とする。

(所管)

第12条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。ただし、理工学研究科、情報科学研究科の学生には当分の間適用しない。

(追52)